

小城市高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施事業委託業務仕様書

1 事業の目的

令和2年4月「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」が施行され、「高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施事業(以下「一体的事業」という。)」が開始された。

小城市では、令和3年度から「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業」に取り組み、高齢者に対しフレイル予防等の重要性を広く浸透させ、必要に応じて医療機関受診や地域包括支援センターと連携し介護予防、介護サービスにつなげるため事業を展開している。

しかし、一体的事業の推進に対する課題として、高齢者健診の受診率が低く、健康状態不明者が多いこと、また、通いの場の参加者は男性が少ないため、男性へのアウトリーチ支援が不足していること等があるため、これらの課題を改善することを目的とする。

2 委託業務の範囲

本事業により委託する事業は、小城市高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業委託業務実施要領によるものとする。

3 委託業務の対象地域

事業の実施地域は、小城市内とする。

ただし、事業効果が高い、効率が良いなど小城市外で行うメリットが大きい場合は、小城市外でも実施可能とする。

4 委託業務期間

令和7年6月18日から令和8年3月31日まで

5 対象者

後期高齢者医療保険に加入されている小城市民で、健康教育に参加し健康相談及び訪問支援を希望する者。

6 業務実施における体制

(1) 職員の配置

「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業」の地域を担当する医療専門職(看護師、保健師等)に該当し、本事業を遂行できる専門的な知識・技術を持った担当者を1名以上配置すること。

また、事業所の管理、記録や報告の指導・確認、職員の指導・育成等の役割を担う

ものとして管理者を1名任命し、配置するものとする。ただし、他の業務と兼務することができる。

なお、受託者は医療専門職（看護師、保健師等）が次の要件を満たすことを証明するため企画提案書様式第6-3号に記載すること。ただし、職員の資格や職務経歴等から判断し、不適当であると市が認めた場合は、市は受託者に対して必要な指示をすることができる。

この場合、受託者は指示に対して適切な措置を講じること。

(2) 医療専門職の要件

ア 要件

医療専門職は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 医師、歯科医師、薬剤師、看護師、保健師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等

7 契約に関する条件等

(1) 本事業を実施する受託者の管理及び運営

ア 受託者は、次の各号に掲げる事業の運営についての規程を定めておくものとする。

- (イ) 事業の目的及び運営の方針
- (イ) 職員の職種、人数及び職務の内容
- (ウ) 開所日及び執務時間
- (エ) 事業に係る個人情報の取り扱い
- (オ) その他運営に関する重要事項

イ 受託者は、職員に対し、その身分を証する書類を発行し、職員がその業務を行うときは、職員に同身分証を携帯させ、その必要に応じて、関係機関の職員等に対して、これを提示させるものとする。

ウ 受託者は、本事業に関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するなどの必要な措置を講じるものとする。

エ 受託者は、相談や支援の経過等の記録を作成し、保管、提出する体制を整えておくものとする。

オ 受託者は、各相談者に関する記録を整備し、当該支援業務を終了した日から5年間保存するものとする。

カ 受託者は、本事業の実績や課題等について評価し、随時、相談記録、支援記録などの各種データを整備し、分析を行うものとする。

キ 受託者は、6-(1)に掲げる医療専門職が必要な知識や技術を十分に獲得でき、また実践での活用ができるよう勉強会や研修など様々な方法により、本事業が目指す目標を「具体的に実現できる」よう人材の育成・教育及び確保に努めること。

ク 受託者は、事業が円滑に進むように確実にスケジュール管理を行い、事業内容の各項目が年度内に無理なく完了できるように行うものとする。

(2) 再委託の禁止

受託者は、受託した業務の全てを第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、市と協議の上、おおむね事業費の2分の1を下回る範囲で業務の一部を委託することができる。

(3) 留意事項

ア 犯罪歴、非行歴等の情報は、その性質上、厳に慎重に取り扱わなければならないものであることにかんがみ、支援対象者及びその関係者のプライバシーの保持に十分配慮するものとする。

また、業務上知り得た個人情報を紛失し、又は業務に必要な範囲を超えて他に漏らすことのないよう、万全の注意を払うものとし、他の機関等に支援対象者又はその関係者の個人情報を提供する際には、個人情報保護に係る法令等に準拠した手続きにより行うとともに、当該機関との間で個人情報の保護に関する取り決めを交わすなど、適切な措置を講じるものとする。

イ アに定めるもののほか、次の事項に留意するものとする。

(ア) 「小城市高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業委託業務実施要領」に基づいて行うものとする。

(イ) 次の内容を含めた事業計画を策定し、委託業務契約締結後、速やかに市へ提出するものとする。

- a. 体制整備・運営計画
 - ・体制と人材配置に関する計画
 - ・運営・スケジュール・事業収支に関する計画
- b. 本業務の実施方法
 - ・対象者への啓発（啓発内容や場所、方法など）と課題整理
 - ・相談登録者の事前レセプト確認
 - ・相談登録者への訪問支援（2回）
 - ・事後レセプト確認内容も含めた事業評価報告書の作成
- c. 研修や事例検討等の計画
 - ・人材育成・教育に関する計画
- d. その他

(4) 業務の引継ぎ

受託者は、本事業に係る契約の終了後、他者に業務の引継ぎを行う必要が生じた場合には、利用者の利便性を損なわないよう必要な措置を講じ、円滑な引継ぎに努めるものとする。具体的な内容については、受託者と市の協議によることとする。

(5) 権利の帰属

本事業により製作された資料等に係る著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いが完了したときをもって受託者から市に移転するものとする。

8 報告

- (1) 受託者は、本事業に係る実績報告書を令和8年3月25日までに市に提出するものとする。当該報告内容に疑義が生じた場合は、市は受託者に必要な確認及び指示をすることができる。
- (2) 受託者は市から事業の実施状況について報告を求められたときは、随時、必要な情報を提供するものとする。

9 委託料の支払い条件

委託料は、委託者が実施計画書に基づいた業務を行ったことを、実績報告書で確認した上で支払うものとする。

なお、啓発回数や訪問支援人数等、委託業務の実績が実施計画書の内容から変更が生じた場合は、変更契約の対象とする。

ただし、委託料の上限額は、3,629,000円とする。

10 その他

本仕様書に明示なき事項又は業務遂行上疑義が生じた場合は、市と協議の上、業務を進めるものとする。